

# 次のステップ —CSRDに基づく報告方法の決定

October 2023

## 目次

報告方法を決定するための4つのステップ	2
ステップ1—報告義務および免除の評価	3
ステップ2—企業固有の情報収集	4
ステップ3—企業戦略と目標を重ね合わせる	10
ステップ4—トレードオフの理解	11
次のステップ	12
付録	13

企業が欧州連合 (EU) の企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) の範囲に含まれるかどうかの評価にはそれ固有の複雑さがあります。例えば、いくつかの方法で、企業は、新たに義務付けられる欧州サステナビリティ報告要件の範囲に含まれます。この新たな報告要件に直接影響を受ける企業の範囲は、米国やその他の EU 域外に本社を有する企業など広範にわたっており、そのため、スコーピングが EU 域内で事業を営む企業にとって関心の高い事項となっています。

しかし、組織の中のどの企業が報告書を作成する必要があるかを決定する際に、CSRD は、規範性のある全ての要求事項について、EU 域外に本社を有する企業に一定の裁量を認める免除規定を設けています。その結果、企業には、CSRD 報告要件を満たすためのアプローチに選択肢があります。どのアプローチが最良かの決定は、特定の報告要件およびステークホルダーのニーズなどの企業固有の複数の要因によって決まります。

報告の選択肢を検討している EU 域外に本社を有する企業の経営者は、1つの重要な問題に取り組まなければなりません。すなわち、個々の子会社やグローバルグループ (または、その中間) の報告は、企業のサステナビリティコミュニケーション戦略と、報告要件の効果的かつ効率的な遵守との間に最適なバランスがとられているか、という問題です。その答えは、企業の個々の事実および状況によって異なり、報告書の作成に必要なリソースの内容と規模に大きな影響を与える可能性があります。

企業は、異なるシナリオの下で遵守することの便益や負担に影響を与える定性的および定量的な要因をよく考え、この評価に体系的なアプローチをとることから利益を得ます。また、この報告の決定は、企業が重要性 (マテリアリティ) をどのように評価し、新しいシステム、プロセスおよび統制の設計をどのように導き出すかを決定付けることになるため、それが、今、取るべき重要なステップです。

本資料は、CSRD の下で、企業が組織にとって最も効果的な報告アプローチを決定する際の参考となるよう実務上の検討事項を提供することを意図しています。ただし、各企業の評価は、本資料で取り上げていないそれぞれ独自の事実や状況に影響を受ける可能性があります。



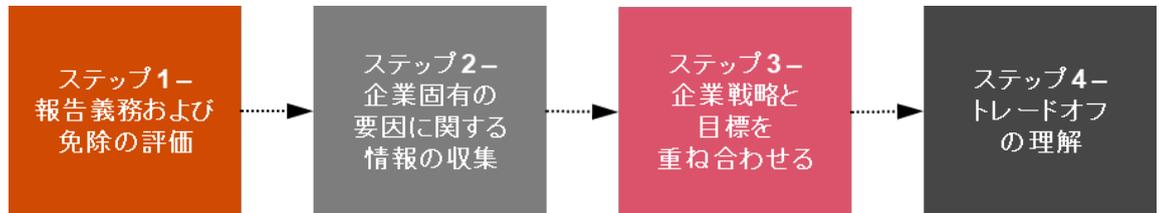
## CSRDの背景

本資料は、CSRDのスコーピングの要求事項に関するハイレベルでの復習、および報告に関する利用可能な免除について解説します。しかし、本資料に記載されているガイダンスの適用には、CSRDのより総合的な理解が要求されます。さらに、CSRDの下での関連する報告要件 (欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) やEUタクソノミー) を理解することにより、義務付けられた開示の性質および範囲に必要な洞察を得ることができます。詳細については、別資料の [In the loop 「CSRDの世界的な影響—準備はできていますか？」](#) (和訳は [こちら](#)) をご参照ください。

## 報告方法を決定するための4つのステップ

CSRD 報告についての情報に基づく評価は、要求事項と報告の選択肢を十分に理解することから始まります。その後、企業は、企業固有の要因に関する情報を収集する必要があり、様々な選択肢の利点と問題点の比較検討を可能にする一定の仮定を立てます。

CSRD 報告の評価は線形でないかもしれませんが、PwC は、一般的に、以下の4つのステップを推奨しており、ステップのそれぞれについて以下に詳しく説明します。



幸いにも報告の可能性は、個々の企業の報告から人為的な連結（結合報告に類似）、グローバルの連結報告に至るまで多岐にわたっており、企業の報告アプローチに柔軟性をもたらしめています。しかし、最初の決定が永久的なコミットメントというわけではなく、時間の経過とともに最も理にかなった報告に発展させていくことができます。例えば、企業は、個々の企業レベルで報告を開始し、将来 ESRS に従いグローバル連結レベルで報告することを最終目標に設定して、時間に余裕をもたせて、必要なプロセスや統制を開発することができます。ただし、報告アプローチの変更の決定は、現在のステークホルダーのニーズを考慮しなければなりません。

### ガバナンス

企業の管理、経営および監督機関は、CSRDの要求事項に従った（連結）マネジメントレポートの作成および公表を確実にする責任があります。どのような報告アプローチをとったかにかかわらず、企業は、マネジメントレポートの作成と監督に必要とされる適切なガバナンス構造を検討しなければなりません。

### 部門横断的な意思決定

CSRD 報告書の提出時に一般に入手可能になる情報の性質および範囲を考えると、報告の決定は、個人またはグループが他を関与させずに単独で行うべきではありません。そうではなく、どのような報告も、サステナビリティ・チーム、財務、IT、IR、法務およびその他の代表者、特に報告義務を負っている企業の監督責任者を含む部門横断的なチームによって作成され、認証を受けるべきであると、PwC は考えます。

最も単純な場合を除き、選択した報告アプローチには利点と問題点があります。したがって、幅広い見解や観点を有する個人を関与させることで、最もバランスがとれよく考えられた対応ができることとなります。

### 文書化

主要な内部のステークホルダーや意思決定者の積極的な関与に加え、先進的な企業は、考慮した要因や到達した結論を中心に、同時進行でそれらを文書化します。報告に関する意思決定を正式に行う一環として、企業が文書化すべき特定の情報には、以下が含まれます。

- 範囲に含まれる全ての子会社を含むスコーピングの評価、ならびにスコーピングの前提および判断
- 利用可能な免除
- 関連性のある要因のそれぞれに関連する企業固有の情報

報告方法の決定は、移行プロセス、EU 域外向け基準の将来のガイダンスおよび企業の構造、事業またはサステナビリティコミュニケーション戦略の変更に対応して状況が変化および進展し続けるため、繰り返しのプロセスとなります。

## ステップ1ー報告義務および免除の評価

CSRD 報告に対する企業のアプローチの基礎は、CSRD をどのように適用し、どのような免除が関連しているかを理解することです。この情報によって、報告戦略を評価する準備が整います。

EU規制市場に  
有価証券を上場  
している全ての企業  
(限定的な例外が  
ある)

上場していない  
「大規模」の  
EU域内企業

「大規模グループ」  
の親会社で  
上場していない  
EU域内企業

### スコーピングに関する要求事項

企業は、組織内のどの企業が CSRD の範囲に含まれるかを検討する必要があります。EU 加盟国が CSRD の規定を国内法に組み入れる(2024 年 7 月初旬までに義務付けられている)ときに国ごとの追加の検討事項が導入される可能性もありますが、報告は、一般的に、EU 規制市場に負債性有価証券または資本性有価証券を上場している企業、ならびに上場していないが、(1)「大規模」または(2)「大規模」グループの親会社である企業に要求されます。子会社の報告要件に加えて、EU において一定の収益が発生した場合、EU 域外に本社を有する企業によるグローバル連結報告が 2028 年度(2029 年に報告)より義務付けられます。追加の報告要件に特化した今後開発予定の基準を用いて、この追加の報告を行うことができます。

### 免除の可能性

範囲に含まれる個々の EU 域内の子会社は、自動的に個別の報告義務を負いますが、一定の条件を満たす場合、報告義務の免除があります。

#### 子会社の免除

EU 域内子会社(または、サブグループ)が、下記に含まれる場合、それ自身のサステナビリティ報告要件から免除される可能性があります。

- ESRS に従って作成された EU 域内の親会社の CSRD 報告
- ESRS または「同等の」基準に従って作成された EU 域外の親会社(同等とみなされる基準はまだない)の CSRD 報告

#### 人為的な連結

EU 域外親会社の EU 域内子会社(または、サブグループ)は、特別な形の子会社免除を(一時的に)利用することができる。2030 年まで、このような企業は、ESRS および「人為的な連結」を用いて作成された報告書(すなわち、結合させた財務諸表と同様に、範囲に含まれる EU 域内子会社とサブグループを結合させた報告書)に含まれる場合には、個別の報告を免除される可能性がある。

範囲に含まれる理由(すなわち、負債性証券または資本性証券を EU 規制取引所に上場している「大規模」企業は要件を満たさない)によっては、また EU 加盟国が国内法化のプロセスにおいて報告免除の利用可能性を制限するか国レベルもしくは企業レベルの情報を要求することを決定するかによって、企業はこれらの免除のいずれかの適用を認めない可能性があります。

これらの免除の適用時期と適用方法については、慎重な検討が必要です。ある特定の事実パターンは、より分かりやすいかもしれません。例えば、EU 域内子会社が、連結ベースの報告を要求されている大規模グループの親会社の EU 域内企業(EU 域内持株会社など)によって連結されている場合は、個社ベースでの報告が免除されている可能性があります。しかし、その他の事実および状況ではより主観的な分析が求められる可能性があり、また効率性だけでなく、報告の決定に影響を与えるような理由が存在する可能性があります(10 ページのステップ 3 の解説を参照)。

CSRD のスコーピングおよび報告免除の詳細な情報については、[In the loop「CSRD の世界的な影響ー準備はできていますか？」](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

## ステップ2—企業固有の要因に関する情報の収集

最終的にどのレベルで報告すべきかに関して企業が利用できる選択肢は、報告要件と利用可能な免除の要因です。しかし、報告の決定は、様々なレベルのESRSとEUタクソミーの双方の下での、情報の入手可能性、データへのアクセスのしやすさ、報告要件のタイミングおよび報告に関わる相対的な労力に影響を与えるその他の項目を含む、多くの要因により影響を受けます。

### CSRD報告要件

企業は、最適な報告方針の決定において多くの要因を考慮する可能性があります。報告に対するアプローチは、いくつかの主要な検討事項によって決定される可能性があります。PwCは、主要な検討事項を最初に評価することを推奨します。なぜなら、この評価によって報告に利用可能な選択肢が減る可能性があるからです。

#### EU規制市場への上場

#### EU 規制市場への上場

限定的な免除を除き、EU 規制市場に上場されている負債性証券または持分証券を有している企業(すなわち、発行企業)は、報告が要求されます<sup>1</sup>。「大規模」な発行企業は、報告免除の要件を満たしません。企業が人為的な連結やグローバル連結を選択した場合でも、通常、上場企業の個別報告が要求されます。

#### 国別の要求事項

#### 国別の要求事項

CSRDの移行プロセスの一環として、各国は、報告免除の適用を制限する決定を行い、例えば、その国に所在するすべての企業に個別の報告を要求することによって、国または企業レベルの情報を個別に要求する可能性があります。現在までのところ、CSRDを国内法化するプロセスを完了した国はありません。しかし、企業は国内法化プロセスを継続的に監視して、適用可能な免除の利用に対する制限を考慮しておく必要があります。

さらに、2024年7月の国内法化の期限を考えると、国内法化プロセスの完了前に企業の報告計画は決定される可能性があります。したがって、企業は、その他の全ての要因を考慮して最善の判断を行い、可能であれば国別の要件を段階的に追加する必要があります。

### データの入手可能性と組織構造

おそらく、企業の報告決定に影響を与える最大の要因は、データの入手可能性と組織構造の性質です。多くの場合において、最終的にESRSに準拠したグローバルグループの連結報告書を作成しようと考えている企業であっても、企業固有の状況を考慮して、個別報告書、または個別報告書から連結報告書への移行が最も適切であると決定する可能性があります。

#### 子会社のサステナビリティ情報の入手可能性

#### 子会社のサステナビリティ情報の入手可能性

分解された非財務情報の入手可能性は、子会社またはサブグループレベルでの報告の課題の1つかもかもしれません。多くの企業は、現在、子会社の個別報告ではなくグループまたはグローバル連結レベルでサステナビリティ情報を報告しています。したがって、データ収集の統制とプロセスは、企業(法人)または分解ベースで機能するように設計されていない可能性があります。その他のケースでは、分解ベースでの報告を容易にするために、詳細レベルで非財務情報を作成および収集することが困難な場合もあります。

個別の子会社または持株会社の情報の分解(または合算)には追加の労力や困難が伴うため、グローバル連結レベルでの報告に移行する可能性があります。

<sup>1</sup> 上場企業の報告要件には限定的な例外がある(例えば、「零細事業者」である発行企業は範囲に含まれない)。詳細については、[In the loop「CSRDの世界的な影響—準備はできていますか?」](#)(和訳は[こちら](#))を参照。

## EU域内サブグループの財務情報の入手可能性

### EU 域内サブグループの財務情報の入手可能性

ESRS に従って作成された報告書に含まれる特定の指標は、財務情報に依存します（例えば、温室効果ガスの原単位指標、EU タクソノミー報告）。EU 域外に本社を有する企業の EU 域内持株会社および中間会社は、多くの場合において、法定報告の目的で連結財務諸表の作成を免除されています。しかし、これらの免除は、CSRD の下でのサステナビリティ報告とは別であり、無条件に適用されるものではありません。したがって、企業は、たとえそのレベルで連結財務情報を作成していなくても、財務情報に依存する指標を含め、CSRD の下で連結サステナビリティ情報を提供することが要求される可能性があります。現在、連結財務情報を報告するプロセスが整っていない場合、CSRD に従い EU 域内のサブグループレベルで報告するために必要な財務情報を入手するためには、実務上の課題が生じる可能性があります。

## ITシステムと統制の組織化

### IT システムと統制の組織化

データ収集に利用される IT システムは、既存の統制（サステナビリティ情報の信頼性にも対応する財務報告に係る内部統制の目的のために実施される統制など）の有無にかかわらず、オンプレミスまたはクラウドベースで中央集権化や非中央集権化が可能です。一般的に、非中央集権型 IT システムの存在は、連結報告に潜在的な障壁をつくります。さらに、情報を集約するために手作業による介入が必要となる可能性があるため、非中央集権型 IT システムに対応するためには、十分に細分化されたレベルで統制を運用する必要があります。対照的に、中央集権型 IT システムと統制は、個別のサステナビリティ報告書ではなく、連結サステナビリティ報告書の作成を容易にする可能性があります。

多くの場合、IT システムと統制の組織化と成熟度は、報告レベルを決定する重要な要因となる可能性があります。個別（または連結）報告の利点を裏付けるその他の要因にもかかわらず、企業は、統制とシステムが報告の決定を確実に裏付けることができるようにする必要があります。

## 要求される報告書の数

### 要求される報告書の数

複数の個社の企業の報告書を作成し保証を取得することは、特に報告の範囲に含まれる多数の子会社を有する企業にとっては、煩雑で時間がかかる可能性があります。場合によっては、EU 域外の親会社レベルでの連結や人為的な連結は、基礎となるシステムとデータがどのように組織化されているか、および報告書を複数の言語に翻訳する必要があるかどうかによって、免除が提供される可能性があります。対照的に、範囲に含まれる EU 域内子会社が少数しかない企業は、個別報告書が最も簡単な選択肢であると考えられます。

## 事業の均質性

### 事業の均質性

子会社は、より広範な企業グループの文脈において、異なる機能を果たすことがあります。例えば、ある企業は、主として、特定の地域における販売、マーケティングおよび流通を行うために存在している一方、他の企業は、製造または設計およびエンジニアリングを重点的に行っていることがあります。通常、範囲に含まれる子会社が類似する事業や活動を行っている場合、それらの企業の中でインパクト（影響）、リスクおよび機会が重複する可能性があるため、人為的な連結はより大きな効率性をもたらし、この報告アプローチをより説得力あるものにする可能性があります。さらに、範囲に含まれている企業と含まれていない企業間で事業活動が同質である場合、グローバル連結レベルでの報告によって相乗効果が生まれる可能性があります。すなわち、企業は、ビジネスモデルが同じである場合、範囲に含まれる企業間で情報がある程度「リフト・アンド・シフト」することができ、EU 域内子会社またはサブグループレベルで報告するときに報告の特定部分を簡素化することができます。

対照的に、多くのセクターで事業を展開している大規模コンглоメラットのように、事業の均質性が低い場合、識別されたインパクト、リスクおよび機会が複数の子会社間で大きく異なる可能性があります。さらに、企業がどのレベルで報告を決定するかにかかわらず、企業は、「全ての子会社が、

重要性のあるインパクト、リスクおよび機会の偏りのない識別を可能にする方法でカバーされることを確実にする」ための重要性評価を設計する必要があり、子会社と比較して、グループレベルで識別された重要性のあるインパクト、リスクおよび機会の間に著しい差異がある場合はその説明を提供しなければなりません<sup>2</sup>。したがって、連結レベルでの報告から得られる利点は少ない可能性があります。

#### 子会社のターゲットとゴール

#### 子会社のターゲットとゴール

例えば、サステナビリティ事項のガバナンスまたはターゲットがグループレベルでのみ管理または設定されている場合、ESRS の特定の規定を子会社レベルでどのように適用するかという、1つの疑問が生じます。このような状況では、個別の子会社はより広範な企業ターゲットやリスク管理を参照して、連結グループの一部として管理されていることを示すことが可能かもしれません。しかし、子会社は、どの連結ゴールが子会社の事業に関連しているかを識別するとともに、それらのゴールの達成に向けた関連する貢献度を示す状況を提供することが重要です。例えば、石炭火力発電所を所有する子会社は温室効果ガス排出削減のための企業ゴールと現在の排出レベルに対する相対的寄与の両方に関する情報を提供する必要がありますが、販売子会社は、水の使用量に関する広い範囲の企業ゴールを開示する必要はないと結論付ける可能性があります。

しかし、企業情報を子会社に合わせて開示する場合であっても、企業がどのように統治されており、その野心的な目標がどのように設定されたか(すなわち、企業が CSRD 報告を法令遵守の実践と考えているか、あるいはより戦略的な報告を行うひとつの機会とみなしているか)によっては、グローバル連結レベルでの報告がステークホルダーにとってより意義ある関連情報を提供する可能性があります。



#### 保証要求事項

CSRDには、全ての報告されたサステナビリティ情報について、限定的保証から始まり後日の合理的保証までの強制的な保証義務が含まれています。データの入手可能性、システムとコントロールの組織、およびすでに任意で取得している可能性のある保証の範囲と種類を含む報告アプローチを企業が決定する際に考慮する要素の多くは、保証プロセスに影響を与える可能性があります。選択した報告アプローチにかかわらず、報告された情報は保証を受ける必要があります。

#### 範囲に含まれる企業の相対的な規模

#### 範囲に含まれる企業と含まれない企業の相対的な規模

企業は、連結企業の事業全体と比較して、範囲に含まれる企業の相対的な規模(および、インパクト(影響)とリスク)を分析しなければなりません。範囲に含まれる多くの EU 域内子会社(または、サブグループ)を有する企業であっても、グローバル報告は、それ以外であれば含まれなかったであろう世界中の全ての子会社を範囲に含めることになるため、グローバル連結報告は効率性が低いと判断される可能性があります。

#### 報告の時期

現在、企業は、債務制限条項、国別の法的要求事項およびその他のコミットメントに応じて、様々なスケジュールに沿って財務報告書を提出する必要があります。さらに、子会社の期末は異なる可能性があり、それによってさらなる課題が生じる可能性もあります。企業は、人為的な連結またはグローバル連結報告が、個別の子会社レベルでの報告よりも全体的な報告スケジュールを早めるきっかけになるかを検討する必要があります。

<sup>2</sup> EC、[委任規制、附属書I](#)、ESRS 1「一般要求事項」15ページ、第102項から第103項、

#### 初度適用の期限

### 初度適用の期限

範囲に含まれる企業は、CSRD を初めて適用する場合、異なるスケジュールを設定することができません。例えば、非財務報告指令(NFRD)に基づき報告を義務付けられている子会社は、2025 年に 2024 年度の情報を報告するよう要求される可能性があり、これはグループ内の他の企業よりも早い可能性があります。さらに、特定の国では、NFRD の下での報告が義務付けられる企業の範囲を拡大し、CSRD の国内法化の一環として、これを保持するか、修正することができます。初度適用の報告のスケジュールが異なると、少なくとも一定期間は、個別の報告の方がより効率的な選択肢となる可能性があります。これにより、後の日付まで報告を要求されない企業にとって、適用のための追加的な時間ができます。

#### ESRSの段階的救済の利用可能性

### ESRS の段階的救済の利用可能性

特定の ESRS 要求事項は、全ての企業に段階的に導入される一方で、他の要求事項は、従業員が 750 人以下の企業(またはグループ)に、追加の時間を与えています。この経過措置の閾値は、報告企業のレベル(どの企業が報告書を作成するかに応じて、別個の EU 域内子会社またはサブグループ、人為的な連結グループ、または連結グループになる可能性がある)で適用されると見込まれます。したがって、より低いレベルでの報告は、そのレベルでの従業員が多いことを考慮すると、他の報告方法で利用できない追加的な経過措置の適用要件を満たす可能性があります。

#### 義務付けられている提出期限

### 義務付けられている提出期限

子会社の法的な期末が親会社と異なることがあります。これに加えて、法域の提出期限が、子会社間で異なる可能性もあります。例えば、最も早い報告企業が範囲に含まれる他の企業よりもかなり早く提出しなければならない場合、期末や提出期限が異なることによって企業は個別の子会社の報告を選択する可能性があります。

## その他の報告要件

企業のより広範なサステナビリティ報告の要求事項は、CSRD 報告のレベルに関する意思決定に影響を与える可能性のあるもう 1 つの要因です。

#### EU域外の最終親会社の報告

### 150 百万ユーロの閾値を下回る EU 域外の最終親会社の報告

2028 年度(2029 年の報告)から、CSRD の範囲に含まれる子会社を有する大半の EU 域外に本社を有する企業にはグローバル連結報告が義務付けられます<sup>3</sup>。連結報告要件に準拠するための選択肢には、以下での報告が含まれます。

- 開発予定の「第三国」の報告基準(「EU 域外企業向け」の基準とも呼ばれる)
- ESRS
- 「同等」の基準(現在まで何も確認されていない)

一部の企業は、この要求事項の将来を見据えて、初年度に ESRS に従ったグローバル連結報告を開始することが現在および将来の要求事項の両方を満たすことになるため、このアプローチが最終的には報告の負担が軽減されると結論付ける可能性があります。

しかし、企業は、EU 域外企業向け基準の範囲は、ESRS と比較すると狭いことに気づくことになるでしょう。企業は、報告戦略策定における 1 つの要因として将来の連結報告の要求事項を考慮すべきですが、それだけでは初年度の連結報告を支えることはできないというのが PwC の見解です。一部の企業は、連結報告要件が発効した時点(または、おそらく人為的な連結の選択肢が 2030 年に終了した時点)で、ESRS に基づくグローバル連結報告への移行を決定する可能性があります。しかし、他の企業にとっては、範囲に含まれる企業の ESRS に基づく個別報告と、EU 域外

<sup>3</sup> 最終親会社が EU 規制取引所に有価証券を上場していない場合であっても、(1) 連結グループの少なくとも 1 社が CSRD の範囲に含まれている、または当該グループが、前事業年度の純売上高(収益)4,000 万ユーロ超の EU 域内支店を有している、かつ(2) EU での連結純売上高(収益)が過去連続した 2 事業年度において毎年 1 億 5,000 万ユーロを超えている場合、連結報告が義務付けられる。

企業向け基準の連結レベルでの適用が、予見可能な将来の最も効果的な報告戦略になります。この決定は、その他の関連性のある要因に照らして、なされるべきです。



### EU域外企業向け基準

EU域外企業向けの基準に関する公開協議のための草案はまだ公表されていません。しかし、CSRDは、予想される範囲に関する洞察を与えるような、当該基準に関する特定の要求事項を規定しています。特に、CSRDは、ESRSで要求される情報のうち、EU域外企業向けの基準では要求されない3領域の情報の概要を示しています。

- サステナビリティ事項に関連したリスクに対するグループのビジネスモデルおよび戦略のレジリエンス
- サステナビリティ事項に関連したグループにとっての機会
- サステナビリティ事項に関連したグループにとっての主要なリスクの説明(グループの当該事項への主要な依存度、およびグループの当該リスク<sup>4</sup>の管理方法を含む)。

さらに、EU域外企業向けの基準には、要求事項のその他の変更が含まれる可能性があります。そのような変更の可能性および範囲は不明です。しかし、企業は、EU域外企業向けの基準の適用が2026年6月30日まで延期することが提案されているため(2028年までの報告スケジュールの変更は提案されていない)、完全な情報を得ることを待たずに決定を下す必要があります<sup>5</sup>。

EU域内持株会社または  
EU域内中間企業

### EU域内持株会社またはEU域内中間企業

これらの企業に子会社免除の利用可能性があることを前提として(3ページ参照)、EU域内持株会社(すなわち、大規模グループの親会社)の存在が、子会社について個別報告を行うべきかという問題に答えることになるでしょう。しかし、企業は、EU持株会社レベルで報告すべきか、またはグローバル連結グループで報告すべきか、あるいはEU持株会社を含む人為的な連結グループを形成すべきかを引き続き評価する必要があります。この決定は、持株会社の報告範囲が連結グループの実質的な金額の範囲に含めるべきかどうかなど、その他の関連性のある要因に照らして行わなければなりません。

その他の強制的な  
報告要件

### その他の強制的な報告要件

親会社レベルで、または大多数の他の子会社を通じて、その他の強制的な報告要件を遵守する必要がある場合、企業は、グローバル連結報告の方がより適していると考えられる可能性があります。例えば、カリフォルニア州気候開示法案およびISSB(国際サステナビリティ基準審議会)が公表したIFRS®サステナビリティ開示基準などのその他のフレームワークの遵守を義務付けられる企業は、連結報告を通じて複数のフレームワークに遵守できる可能性があります<sup>6</sup>。しかし、企業は、連結報告が国別の要求事項を満たすかどうかを評価する必要があります。ISSB基準の適用を検討している国がまだ評価段階にあることを考えると、当該法域で連結報告または国別報告が要求されるのか、そして要求される場合には、ESRSに従った報告がこれらの要求事項を満たすのかどうかは、評価プロセスにおけるもう1つの不明な点です。

同じ(または、類似の)情報が複数の報告制度で必要になる場合、データ収集のプロセスを整合させることが効率的だと思うかもしれませんが、企業は、連結報告への違反にも注意しなければなりません。例えば、カリフォルニア州の気候規則は、12のESRS基準の1つにのみ焦点を当てています。そのため、この報告要件だけでは、CSRDの連結報告に移行する決定を裏付けることはできない可能性があります。

<sup>4</sup> [Directive 2013/34/EU](#)、第40a条、パラグラフ1

<sup>5</sup> 2023年10月17日、特定セクターおよび特定の第三国の事業体のサステナビリティ報告基準の適用期限に関する指令2013/34/EUを改正する欧州議会およびEU理事会の[決定案](#)

<sup>6</sup> これらの要求事項の詳細については、[In brief INT2023-21「カリフォルニア州の気候開示法案はグローバルに影響を与える」](#)(和訳は[こちら](#))および[In the loop「ESGの現状を理解する」](#)(和訳は[こちら](#))を参照。

### 現行の任意報告のステータス

一部の企業は、強固で、十分に確立された報告、一貫したサステナビリティの会計方針および既存の任意開示のレビューに関する十分なデータ品質管理と統制を有しています。すでにグローバル連結ベースに基づき要求される指標のかなりの部分を作成している企業は、ESRS に従って連結報告書を提出することでより大きな効率性を得ることができます。



#### 他の規制当局への提出に関する検討事項

CSRDの目的のための報告書を他の規制当局の提出書類（例えば、SECのForm 10-K、Form 8-KもしくはForm 6-K、または他の法域における同様の報告書）に含めるべきかどうかについて疑問が生じる可能性があります。Form 8-KやForm 6-Kの提出書類に関する要求事項および附属書類の要求事項のレビューに基づき、PwCは、SECの提出書類に含めることが要求されるとは考えません。しかし、企業は、Regulation S-K Rule 12b-20も考慮する必要があります。この規則は、要求されている開示が誤解を招かないようにするために必要な情報の開示を要求しています<sup>7</sup>。PwCは、企業が、顧問弁護士との協議の上、適用される法規制の要求事項を分析するよう提言します。

<sup>7</sup> [SEC Regulation S-K, Rule 12b-20](#)

## ステップ3ー企業戦略と目標を重ね合わせる

ステップ2で入手した情報の分析は何らかの判断を伴う可能性があり、また、部門横断的なチーム全体からの情報を組み込まなければなりません。さらに、経営陣や取締役会に最終提言を行う前に、チームは、企業全体のサステナビリティのゴールと報告の目的という視点を通してその決定を評価しなければなりません。

特に、企業固有の状況を考慮する場合(特に企業構造、データの入手可能性および時期などを検討する場合)、内在する詳細な要因が最も効率的となる1つの報告方法を示唆する場合があります。しかし、最終的な決定においては、下記の点などの企業のサステナビリティコミュニケーション戦略に関する全体的な観点を検討する必要があります。



**サステナビリティは企業戦略にどのように組み込まれているか**

サステナビリティを企業戦略として含めている企業は、ステークホルダーに対して、関連するリスクおよび機会を包括的に強調したいと考えるかもしれない。グローバル連結ベースの報告は、ばらばらの子会社の報告に比べて、サステナビリティの重要性を統合する最良のプラットフォームを提供する可能性がある。



**同業他社は報告に対して一貫したアプローチを有しているか**

同業他社の共通の慣行またはその他の要因に基づき、投資家またはその他のステークホルダーは、企業のサステナビリティ報告に特定の要求や期待をもつ可能性がある。このような期待の性質に応じて、特定のステークホルダーは企業のオペレーションの特定の側面に対する関心が高い場合も低い場合もある。例えば、業界の傾向や、ばらばらの任意報告を基準に準拠する報告に置き換える全体的な動きがあるため、投資家が連結ベースの報告を期待するであろうかどうかについて、企業は検討すべきである。



**異なるステークホルダーは異なる情報に関心があるか**

特定の地域の従業員、または特定の国の他のステークホルダーは、オペレーションの現地のインパクトをより良く理解するためにその子会社に関する個別情報を求める可能性がある。彼らが特定の所在地の文脈で情報を評価することを重視している場合、連結報告をあまり意味がないと考える場合がある。しかし、このような懸念は、連結報告書の中において選定した子会社の報告を記載することによって克服できる可能性がある。



**報告は有意義な情報を提供しているか**

個々の子会社の報告は、子会社が異なるセクターまたは企業の部門を範囲に含めているのかどうかなどの様々な要因によって有意義である場合も有意義でない場合もある。ステークホルダーは、多数の報告書から情報を集約しなくてはならないことに不満を持つ可能性がある。また、CSRD 報告の目的のためだけの人為的に連結されたグループの報告は既存の投資家やその他のステークホルダーにとっては有意義でない可能性がある。

効率性は、どのレベルで報告すべきかの決定的な要因でない可能性があり、経営者の目的や報告書の読者も考慮に入れることが重要になります。報告の最終的な決定に、これらの広範な要因を検討することは、企業報告をサステナビリティ戦略や目標に確実に整合させる上で有用です。

## ステップ4—トレードオフの理解

企業は、報告の決定に影響を与える可能性のある多数の要因を考慮し、前述の情報をを用いて、この分析に定性的および定量的アプローチをとることを検討すべきです。以下の表は、複数の要因の相互作用とさまざまな報告シナリオから得られる可能性のある結果の一部を取り上げたものです。

報告レベル	利点	問題点
<b>企業／サブグループレベルの報告</b> (CSRD の範囲に含まれる各 EU 企業またはサブグループが個別に報告を行う)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子会社の数によっては、個別の報告が人為的なグループを導入するよりも簡単になる可能性がある。</li> <li>● 企業レベルでの透明性が高くなり、インパクト、リスクおよび機会がより具体的になる可能性がある。</li> <li>● 範囲に含まれる企業／サブグループについての財務情報(および、そのためのプロセス)が、すでに存在している。</li> <li>● 完全に連結された報告に比較すると労力が少なくすむ可能性が高い(特に、2028 年度に要求されるグループレベルの報告以前)</li> <li>● 投資家グレードでのグローバル連結グループに関する報告プロセスを企業が開発するには追加的な時間がかかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グループの構造によっては手間がかかり、で非効率である可能性がある。</li> <li>● サブグループの企業が複数の事業セグメントやバリューチェーンに含まれる場合、マテリアリティ(重要性)評価がより複雑になる可能性がある。</li> <li>● データ収集および報告のシステムが、個々の企業レベルでの CSRD 報告に十分に整っていない可能性がある</li> <li>● 持株会社がこれまで連結ベースで報告していた場合、EU 域内のサブグループの財務データ(例えば、原単位指標)の作成が難しい可能性がある。</li> <li>● グループ内においてそれぞれ個別に作成した場合、子会社の報告に一貫性が欠如する可能性がある。</li> </ul>
<b>人為的な連結</b> (すべての EU 域内企業／サブグループが 1 つの結合した報告書の中に表示される)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子会社の数に応じて、人為的な連結は、完全な連結報告に比べて当初のコストおよび労力が低くなる。</li> <li>● 範囲に含まれる全ての企業を複数の報告書でなく 1 つの報告書に表示することで効率が良くなる。</li> <li>● 範囲に含まれる企業全体に統一したアプローチをとることができ、ステークホルダーに対して範囲に含まれる全ての企業の事業活動についてより完全な概要を提供することができる。</li> <li>● グローバル連結報告への有益な導入としての役割を果たすことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資家およびその他のステークホルダーは、親会社や個々の子会社が公表した開示と、人為的な連結グループによる開示との整合性の理解が困難であると感じる可能性がある。</li> <li>● 1 つの特定の企業または連結グループに関連しないため、情報がステークホルダーにとって意味がない可能性がある。</li> <li>● 関連する結合した財務データ(例えば、原単位指標)の作成に困難が生じる可能性がある。</li> <li>● 選択は 2030 年までしか利用できないため、最終的には、範囲に含まれる企業または連結レベルでの報告が要求されることになる。</li> </ul>
<b>最終親会社による連結報告</b> (最終的な EU 域外親会社が、範囲に含まれる EU 域内子会社およびサブグループを含む、グローバル連結ベースでサステナビリティ情報を報告する)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資家およびその他のステークホルダーは、グループレベルの報告を期待している可能性がある。期待していない場合でも、グループ報告が特定の任意報告の必要性を置き換えることになる可能性がある。</li> <li>● 2028 年度の個別の連結報告の必要性を満たしている。</li> <li>● 報告がその他の強制的な報告要件を満たすことができる可能性がある。</li> <li>● 開示プロセスの中央集権化が可能。</li> <li>● グループ全体の開示の現行のワークフローを活用することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 範囲に含まれる企業のみに限定することに比べて、連結グループ全体を報告するための追加のコストと労力が必要になる。</li> <li>● 重要性のある点の適切な理解のためには特定のレベルで分解された情報も要求される可能性がある。</li> <li>● 親会社は、免除の要件を満たすために完全な ESRS に従って報告する必要があり、間もなく公表予定の EU 域外企業を対象とした基準(当該基準を適用すれば範囲対象が少なくなると見込まれる)を適用できないことになる。</li> </ul>

## 次のステップ

報告オプションの選択は、次のステップの方向性を決める重要な分岐点となる決定であり、状況により適した計画策定をスタートさせることができます。国レベルの報告要件や EU 域外企業を対象とした基準の範囲に関する情報が不完全であっても、今、方向性を選択することは、結果として、戦略的目標の達成と効率性のバランスをとるために有益です。効率的なコンプライアンスに必要なシステム、プロセスおよび統制の開発は、どの報告の選択肢を選ぶかにかかわらず、財務的リソースおよび人的リソースを要する重大な事業となります。そして、決定プロセスの文書化は、企業が、状況の変化が結論にどのような影響を与えるかを評価するのに役立つロードマップを提供することになります。

報告アプローチの最終決定を行うにあたって、企業は、利用可能な報告オプションとステークホルダーの潜在的に多様なニーズとのバランスを取る必要があります。この決定を行うにあたって覚えておかなければならない重要なポイントの 1 つは、企業の報告アプローチは時間の経過とともに進化する可能性があるということです。初年度に特定の根拠に基づいて行った報告の決定は、企業のプロセスやシステムが進化して関係者のニーズが具体化した数年後の報告まで決めてしまうものではありません。将来の報告における選択の可能性を残しておくことが、企業が初年度のアプローチを開発する上でもう 1 つの目的になる可能性があります。

かつては近い将来のものであったフレームワークが既に公表されており、期限は迫っています。重要な戦略的決定のさらなる遅れは、より長期的に影響します。そしてそれは、今日の決定を行うための行動によって避けることができます。

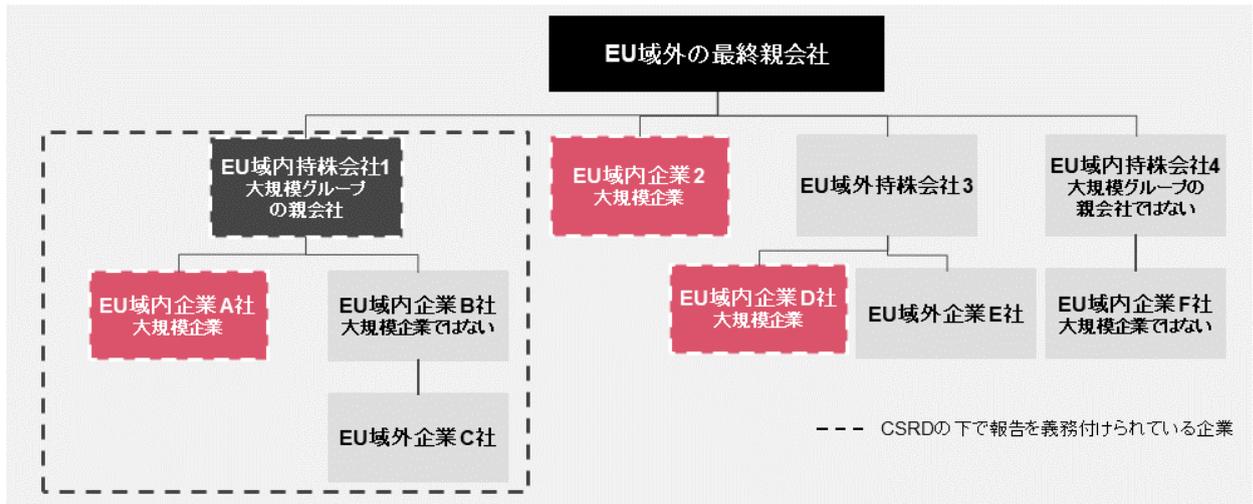
サステナビリティ問題に関する PwC の会計および報告コンテンツは、PwC 米国の [ESG/Sustainability reporting](#) ページまたは PwC グローバルの [Environmental, Social and Governance](#) のページをご覧ください。

## 付録

### 各報告アプローチの設例

下記の単純化した事実パターンは、3つのアプローチのそれぞれの報告を説明するために提供されています。それぞれのアプローチについての免除および報告要件の全側面を詳細に記載するものではありません。さらに、すべての企業が利用可能な免除を受ける要件を満たしており、いずれの企業もEU規制市場に上場していないと仮定しています。

#### アプローチ#1—企業/サブグループレベルの報告



#### スコーピング

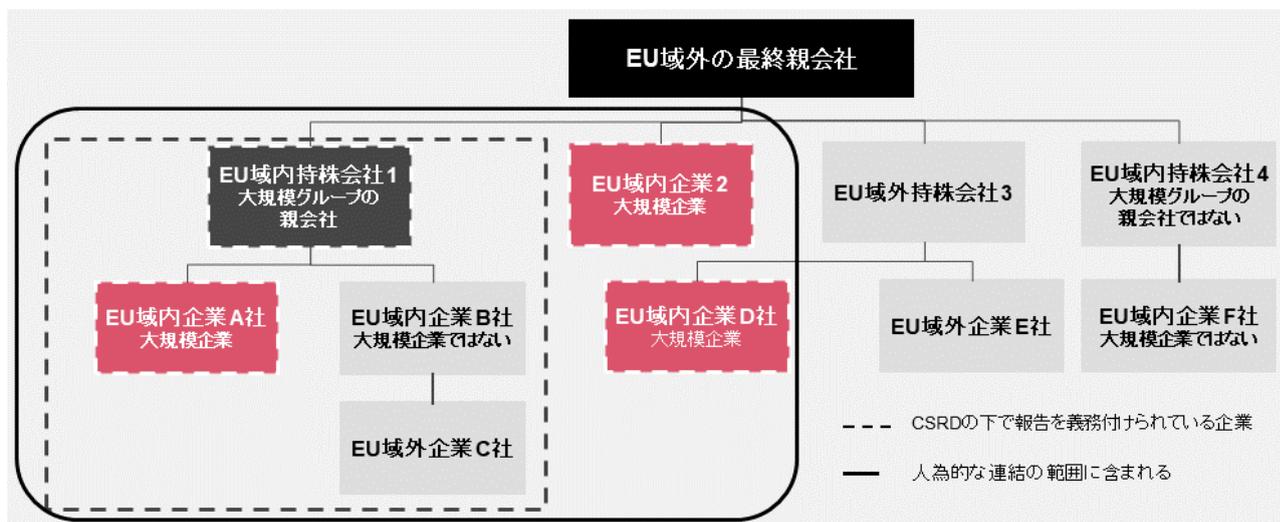
<b>EU 域内の大規模企業</b>	「大規模」の EU 域内企業について、2026 年に 2025 年度の情報を ESRS に従って報告することが要求されている。(EU 域内企業 A 社、EU 域内企業 2 および EU 域内企業 D 社)
<b>大規模グループの親会社</b>	全ての子会社を含む「大規模」グループの親会社について、2025 年度の情報を 2026 年に、ESRS に従って報告することが要求されている。(EU 域内企業 A 社、EU 域内企業 B 社、および EU 域外企業 C 社を含めた EU 域内の持株会社 1)
<b>EU 域外の最終親会社</b>	全ての EU 域内および EU 域外の子会社を含め、2028 年度の情報を 2029 年に EU 域外企業向けの基準に従って報告することが要求されている。
<b>範囲に含まれない企業</b>	全てのその他の企業は発行体でなく、かつ(1)規模の閾値を満たさない(単独またはグループの親会社として)EU 域内企業、または(2)EU 域外企業(したがって、規模の閾値は適用されない)のいずれかであるため、範囲に含まれない。

#### 企業/サブグループレベルの報告に関する検討事項

- EU 域内持株会社 1 は、連結マネジメントレポートの中に ESRS 報告を含める。EU 域内持株会社 1 の全ての子会社(EU 域内の A 社、EU 域内の B 社、EU 域外の C 社)は、子会社自体が CSRD の範囲に含まれているか否かにかかわらず、連結サステナビリティ報告書に含めなければならない。
- EU 域内企業 2 および EU 域内企業 D 社は、マネジメントレポートの中にそれぞれ ESRS 報告を含める。
- EU 域内企業 A 社は、CSRD に基づき報告することが義務付けられている。しかし、EU 域内持株会社 1 の連結 ESRS 報告に含まれているため、子会社免除を用いる。さらに、EU

域内持株会社 1 の連結マネジメントレポートおよび関連する保証意見、ならびに翻訳要件（ある場合）のウェブサイトのリンクを提供することなど、免除のその他の要求事項を満たす必要がある。

### アプローチ#2—人為的な連結



大規模なEU域内企業

大規模グループの親会社

EU域外最終親会社

範囲に含まれない企業

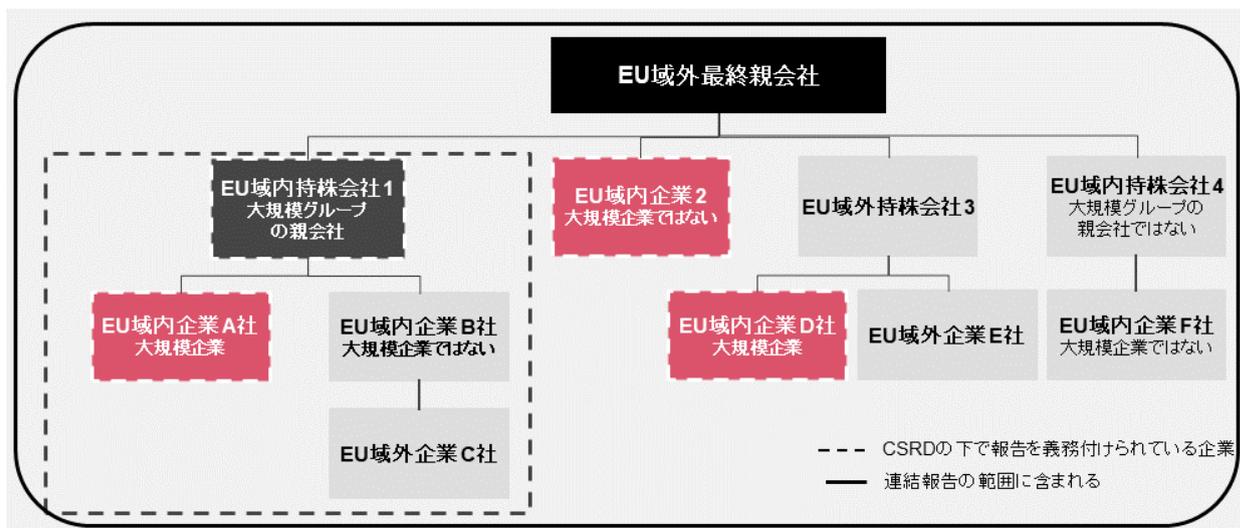
### スコーピング

スコーピングの詳細については 13 ページを参照。

### 人為的な連結を用いた報告についての検討事項

- 範囲に含まれる全ての EU 域内企業およびサブグループ (EU 持株会社 1 およびその 3 つの子会社、EU 域内企業 2、および EU 域内企業 D 社) は、CSRD および ESRS に従って作成した「連結サステナビリティ報告書」に含まれる (すなわち、情報を 1 つの報告書に結合させる人為的な連結)。
- 報告書を作成および公表している EU 域内子会社は、過去 5 年間のうち少なくとも 1 年間で最高の売上高 (収益) を生み出した子会社の 1 つでなければならない。この設例の目的上、EU 域内持株会社 1 が、報告書を作成および公表していると仮定する。
- 結合した報告書では、EU 域内企業 A 社、EU 域内企業 2、EU 域内企業 D 社が個別に CSRD に基づく報告から免除される。各企業は、EU 域内持株会社 1 が作成した人為的な結合および関連する保証意見のウェブサイトのリンクを提供するなど、免除のその他の要求事項を満たす必要がある。
- オプションは 2030 年まで利用できる。

### アプローチ#3－EU 域外の最終親会社による連結報告



### スコーピング



スコーピングの詳細については 13 ページを参照。

### EU 域外の最終親会社による報告に関する検討事項

- この報告アプローチの下で、EU 域外の最終親会社は ESRS (または、ESRS と同等の方法) に従って連結サステナビリティ報告書を作成する。まだ同等であると決定されたサステナビリティ報告基準はない。
- グローバル連結サステナビリティ報告書には、個別に CSRD の範囲に含まれているかにかかわらず、(EU 域内および EU 域外の) 全ての子会社が含まれる。
- グローバル連結レポートでは、EU 域内持株会社 1、EU 域内企業 A 社、EU 域内企業 2、EU 域内企業 D 社が CSRD に基づく個別の報告から免除される。また、各企業は、EU 域外の最終親会社が作成したグローバル連結サステナビリティ報告書および関連する保証意見のウェブサイトのリンクを提供するなど、免除のその他の要求事項を満たす必要がある。

© 2023 PwC. All rights reserved.  
PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.  
This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.